

平成28年4月18日
県民生活・環境部
防 災 局

放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令案（指定廃棄物の指定解除）に対するパブリックコメントへ意見を提出しました。

本日、環境省が意見を募集している「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令案（指定廃棄物の指定解除）」について、次のとおり、意見を提出しました。

1 指定に係る基準について

原発事故以前から原子力発電所等で発生した廃棄物は、8,000Bq/kg以下であっても厳格に管理されてきたところであり、まずはこの基準を原子力発電所構内と同等のものにする必要がある。

2 汚染廃棄物に係る責任の明示について

放射性物質に汚染された廃棄物について、市町村・排出事業者に対する技術・財政的支援や処分先の確保など、国が責任を負うことを明示すること。

本件についてのお問い合わせ先

【放射性廃棄物に関すること】

廃棄物対策課長 杉山

（直通）025-280-5159（内線）2500

【放射能に関すること】

放射能対策課長 涌井

（直通）025-282-1693（内線）6460

